

別表第一

水域の区分	水 域
特 級	水深が百メートル以浅で、次の各号のいずれかに該当する水域のうち、海上保安庁長官が海上の安全を確保するため特に必要と認めて指定する水域 一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十一条に規定する航路及びその付近 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号ハに規定する水域施設及びその付近 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号に規定する水域施設及びその付近、又は同法第二条第八項に規定する開発保全航路及びその付近 四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及びその付近 五 しゅんせつ、障害物の撤去その他の水底に変化を及ぼす行為を行った水域及びその付近
一 a 級	水深が百メートル以浅で、前項水域の欄各号のいずれかに該当する水域（特級の水域を除く。）
一 b 級	水深が二百メートル以浅の水域（特級又は一 a 級に該当するものを除く。）
二 級	水深が二百メートルを超える水域